

## 第4章

# 生活排水処理基本計画



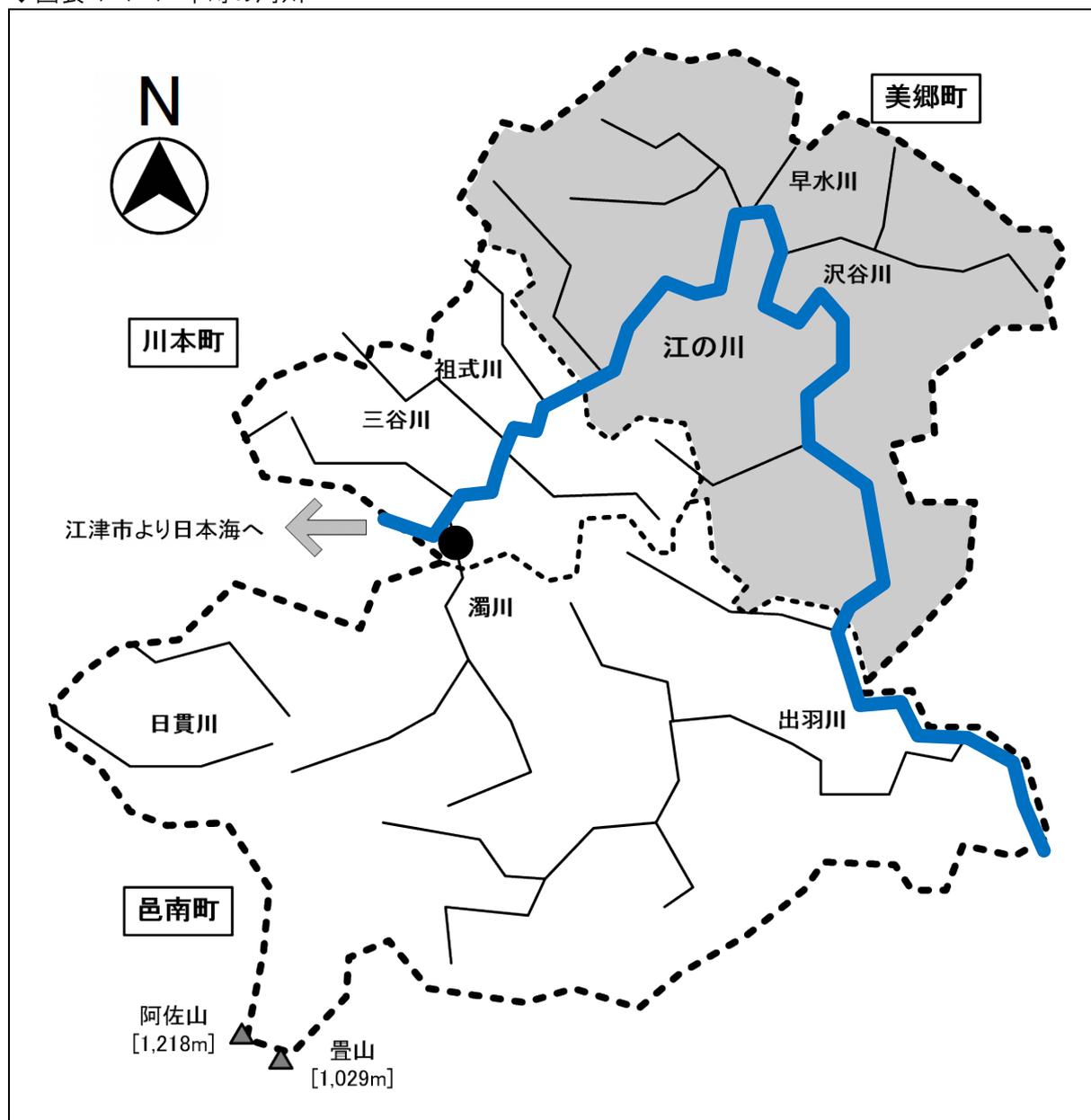
# 第1節 水環境・水質保全の状況

## 1. 水環境の状況

本町は一級河川江の川流域にある。江の川は、本町の南部において隣接する邑南町から北に向って流入し、本町内で西へ流れを変えたのち川本町に流下し、江津市から日本海に注いでいる。

その他には、江の川に流入する早水川、沢谷川等の河川がある。

◆図表 4-1-1 本町の河川

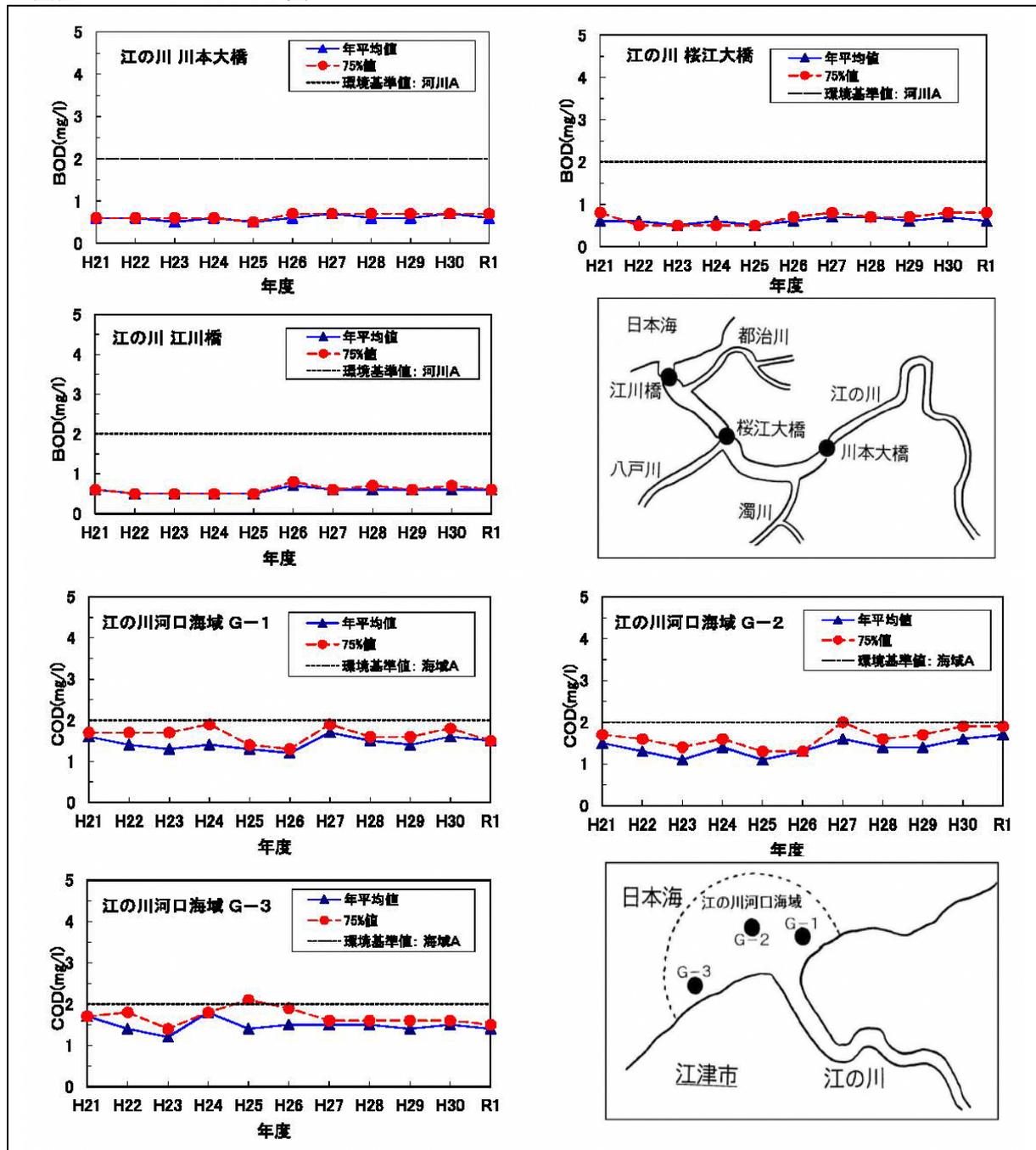


## 2. 水質の状況

本町を流れる江の川における水質状況を図表4-1-2に示す。

江の川の水質は、川本町川本大橋地点において生物化学的酸素要求量(BOD)が環境基準値(2mg/L)の1/2程度と良好な状況にある。また、江の川の河口部でも環境基準値を満たしている。

◆図表 4-1-2 江の川の水質



資料：島根県環境生活部「令和元年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」

### ※水質汚濁に関する指標

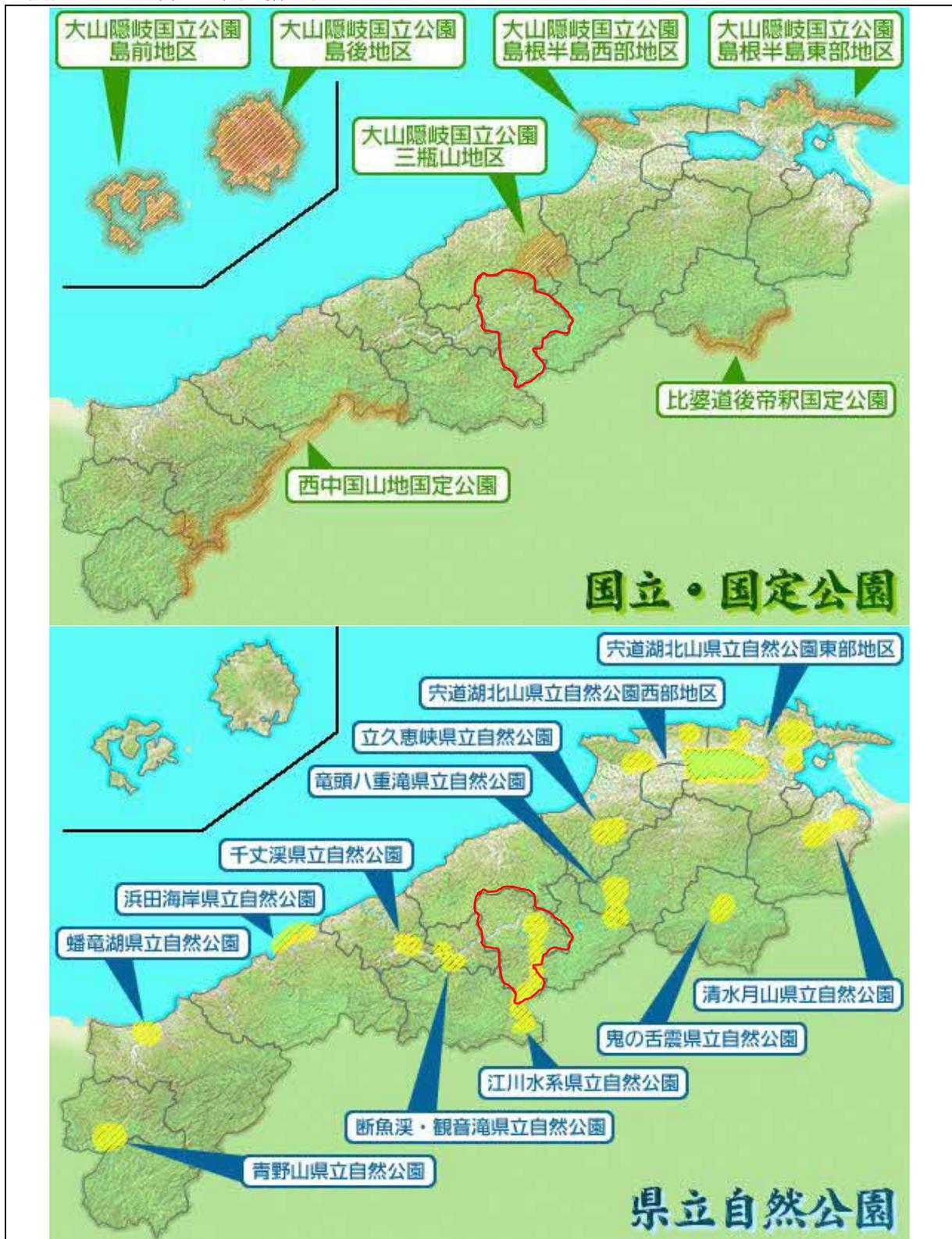
- 河川域の水質に関する有機物汚濁の指標は、生物化学的酸素要求量(BOD)とされている。なお、海域はプランクトンが生息するため、化学的酸素要求量(COD)とされる。
- 江の川の環境基準は、河川域、海域ともA類型の指定を受けており、BOD、CODとも2mg/Lである。(環境基準は、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として環境基本法に基づき設定されており、行政上の政策目標とされている。)

### 3. 水質保全に関する地域

本町は豊かな自然に恵まれており、2つの自然公園が存在する。

北は大山隠岐国立公園三瓶山地区の西端の一部に指定されている。また、本町の北から南北に細長く江川水系県立自然公園がある。

◆図表 4-1-3 自然公園の指定状況



## 第2節 生活排水処理の現状と課題

### 1. 清掃事業の歴史的変遷

本町のし尿処理においては、旧邑智郡町村で邑智郡環境衛生組合を設立（旧桜江町は途中から加入）し、共同処理を行っていた。その後、平成6年4月に邑智町川本町清掃組合（川本町、旧邑智町）及び邑南地区ごみ処理組合（旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）の統合により邑智郡町村総合事務組合が設立したことをうけて、邑智郡環境衛生組合よりし尿処理事務を継承した。平成16年10月には、構成町村が町村合併したことにより名称を邑智郡町村総合事務組合から邑智郡総合事務組合に変更し、江津市と合併した旧桜江町が組合から脱退した。

し尿処理施設については、邑智郡環境衛生組合により昭和42年に共同処理施設を建設、昭和52年に新施設に更新し、適正処理を行ってきた。平成9年4月に新しいし尿処理施設「志谷苑」を供用開始し、現在まで処理を行っている。なお、平成15年3月にはダイオキシン類対策特別措置法により処理場の焼却設備の維持管理の負担が増加することとなったため、負担軽減と汚泥の資源化を目的として汚泥搬出設備を新設し、脱水汚泥を外部委託処理している。加えて、平成22～23年には浄化槽汚泥比率の上昇に対応するため、処理設備の一部改造工事を行った。維持管理に関しては、専門業者によるノウハウを活用したコスト削減、安定処理を目的に、平成26年4月より設備機器の補修整備を含む包括的運転管理委託を開始した。

◆図表 4-2-1 し尿処理の変遷

年 月	内 容
S41.5	○邑智郡環境衛生組合設立（川本町、旧邑智町、旧大和村、旧羽須美村、旧瑞穂町、旧石見町）
S42.8	○し尿処理施設竣工、供用開始
S44.11	○邑智郡環境衛生組合設立に旧桜江町が加入
S52.10	○新し尿処理施設の更新、供用開始
H6.4	○邑智郡町村総合事務組合を設立（邑智郡環境衛生組合よりし尿処理事務を継承）
H9.4	○新し尿処理施設の更新、供用開始
H15.3	○汚泥搬出設備の新設・改造
H16.10	○町村合併に伴い組合名を邑智郡総合事務組合に変更（旧桜江町は江津市に合併し組合を脱退）
H22～H23	○反応槽を汚泥処理対応のため設備を一部改造
H26.4～	○施設の維持管理について、設備機器の補修整備を含む包括的運転管理業務委託に移行

## 2. 生活排水処理の流れ

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、本町の許可する業者によって収集・運搬が行われ、農業集落排水施設から排出される汚泥（以下「集排汚泥」と言う。）以外は、組合が処理・処分を行っている。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設「志谷苑」に搬入し、衛生処理を行っている。処理後の処理水を地先水域へ放流するとともに、処理過程で発生したし渣及び沈砂は組合の邑智クリーンセンター（最終処分地施設）に搬入し、し渣は焼却処理後に残渣を埋立処分、沈砂は直接埋立処分としている。脱水汚泥は民間委託により資源化している。

なお、本町の集排汚泥は特定環境保全公共下水道の邑智浄化センターにおいて脱水処理され、処理後の脱水汚泥は民間委託によりコンポスト化されている。

### ※生活排水処理形態別人口等の名称

①公共下水道人口	⇒ 「公共下水道人口」
②集落排水処理施設人口	⇒ 「集落排水人口」
③補助事業による小型合併処理浄化槽人口	⇒ 「補助合併人口」
④小規模集合排水処理人口	⇒ 「小規模集排人口」
⑤簡易排水処理人口	⇒ 「簡易排水人口」
※④⑤を併せて「小規模集排等人口」とする。	※以上を総称して『政策的人口』とする。
⑥その他の合併処理浄化槽人口	⇒ 「その他合併人口」
⑦単独処理浄化槽人口	⇒ 「単独浄化槽人口」
⑧汲み取りトイレ人口	⇒ 「し尿収集人口」
⑨自家処理人口	⇒ 「自家処理人口」

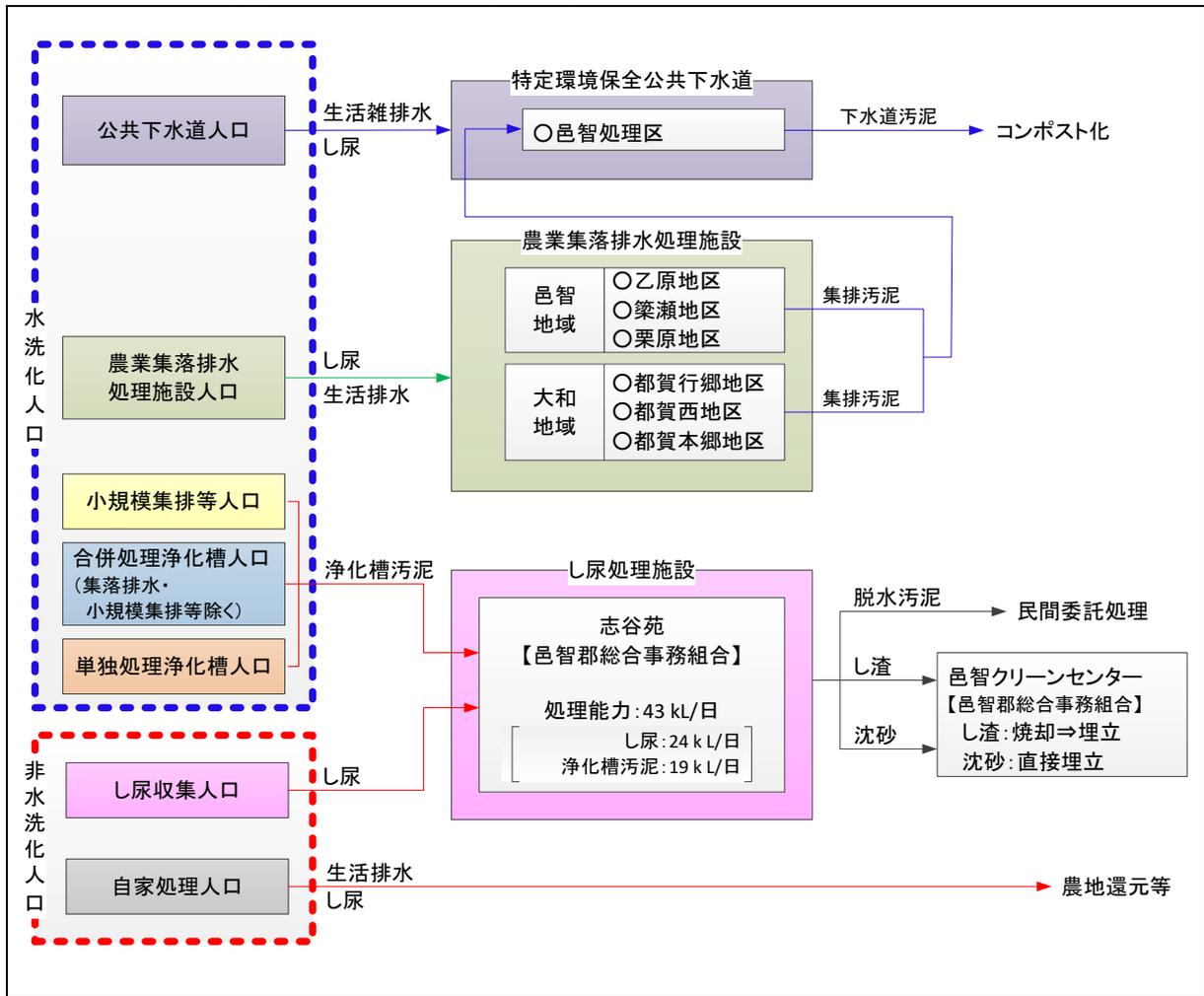
### ※し尿等の名称

①汲み取りトイレの生し尿	⇒ 「し尿」
②単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の汚泥	⇒ 「浄化槽汚泥」
③浄化槽汚泥のうち、集落排水処理施設の汚泥	⇒ 「集排汚泥」
④公共下水道の汚泥	⇒ 「下水道汚泥」
⑤し尿処理施設の前処理で回収される夾雑物	⇒ 「し渣」
⑥し尿処理施設の貯留工程で回収される砂分等	⇒ 「沈砂」
⑦し尿処理施設の主処理工程で回収される汚泥	⇒ 「余剰汚泥」
⑧脱水後の「余剰汚泥」	⇒ 「脱水汚泥」

### ※浄化槽

- ・浄化槽法において「浄化槽」とは、いわゆる合併処理浄化槽のことを示すが、本計画においては、「合併処理浄化槽」ということとした。
- ・なお、集落排水処理施設の終末処理場は、浄化槽法に規定される浄化槽であるが、ここでは、農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設など、細分化して表現するものとした。
- ・また、単独処理浄化槽は、現存する浄化槽について表現するものとした。

◆図表 4-2-2 生活排水の処理の流れ(令和3年度)



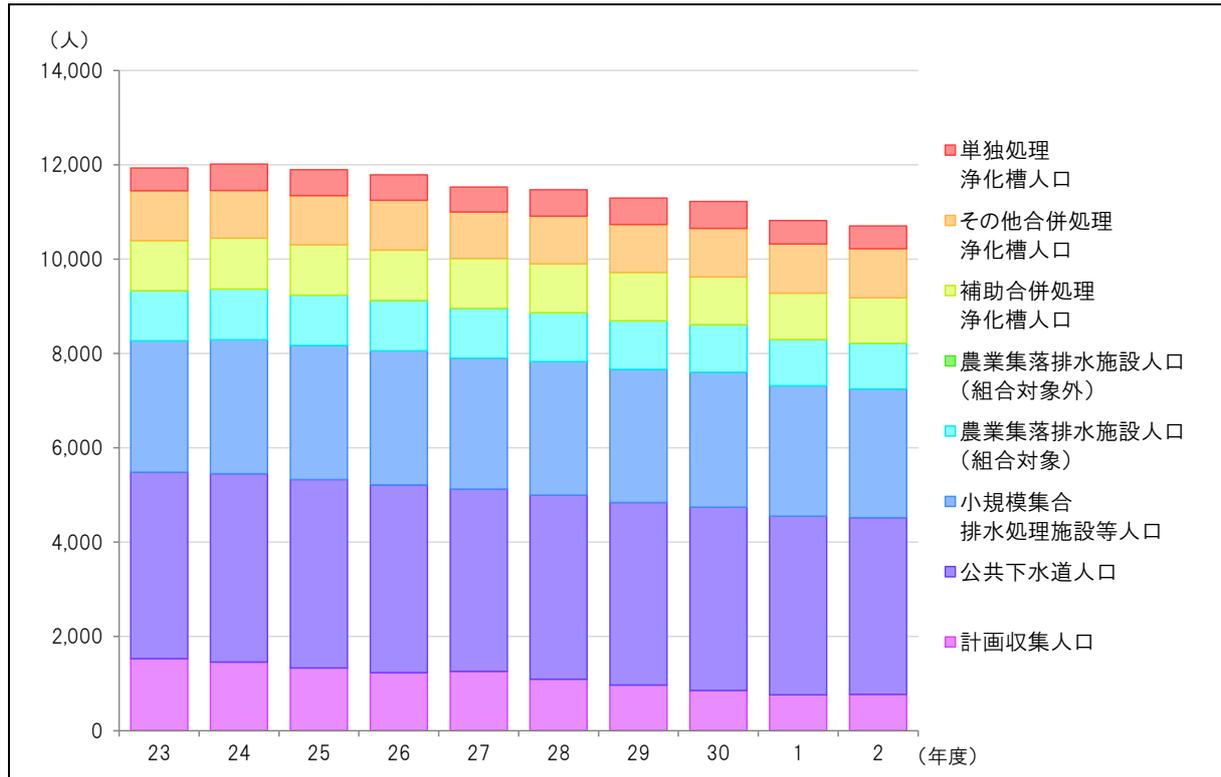
### 3. 処理形態別人口

#### 3-1 処理形態別人口の実績

本町の処理形態別人口は、公共下水道人口や合併処理浄化槽人口の増加により、し尿収集人口は減少している。

公共下水道等、生活雑排水（台所やお風呂の排水）を処理している人口の割合（生活排水処理率）は令和2年度において75.9%である。

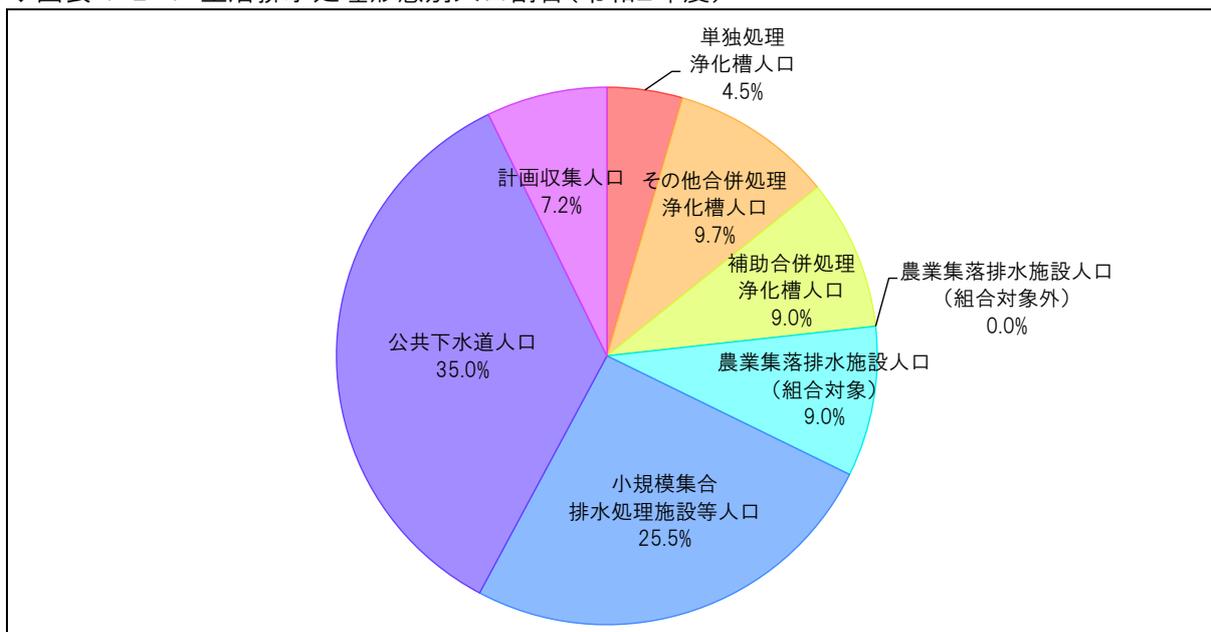
◆図表 4-2-3 処理形態別人口の実績



項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
行政区域内人口	[人]	5,483	5,453	5,329	5,216	5,126	4,997	4,841	4,744	4,550	4,517	
計画処理区域内人口	[人]	5,483	5,453	5,329	5,216	5,126	4,997	4,841	4,744	4,550	4,517	
人 口 等	非水洗化人口	[人]	1,529	1,455	1,331	1,234	1,262	1,093	971	856	763	773
	計画収集人口	[人]	1,529	1,455	1,331	1,234	1,262	1,093	971	856	763	773
	自家処理人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口	[人]	3,954	3,998	3,998	3,982	3,864	3,904	3,870	3,888	3,787	3,744
	公共下水道人口	[人]	802	793	789	792	743	724	706	707	697	694
	コミュニティープラント	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口	[人]	3,152	3,205	3,209	3,190	3,121	3,180	3,164	3,181	3,090	3,050
	合併処理浄化槽人口	[人]	2,786	2,841	2,845	2,844	2,775	2,834	2,826	2,856	2,765	2,733
	小規模集合排水処理施設等人口	[人]	185	191	189	182	206	227	226	244	245	245
	農業集落排水施設人口	[人]	1,063	1,076	1,067	1,068	1,059	1,036	1,028	1,013	983	967
	組合処理対象人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合処理対象外人口	[人]	1,063	1,076	1,067	1,068	1,059	1,036	1,028	1,013	983	967
	補助合併処理浄化槽人口	[人]	1,056	1,011	1,039	1,053	985	1,013	1,017	1,029	1,043	1,038
	その他合併処理浄化槽人口	[人]	482	563	550	541	525	558	555	570	494	483
	単独処理浄化槽人口	[人]	366	364	364	346	346	346	338	325	325	317
計画処理区域外人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活排水処理率		65.4%	66.6%	68.2%	69.7%	68.6%	71.2%	73.0%	75.1%	76.1%	75.9%	

注) H23に外国人人口は含まない。

◆図表 4-2-4 生活排水処理形態別人口割合(令和2年度)



注) 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

### 3-2 公共下水道

公共下水道は、美郷町邑智処理区で整備されており、整備を完了している。

◆図表 4-2-5 公共下水道事業整備状況

処理区		邑智処理区
全体計画	処理面積 (ha)	51
	処理人口 (人)	1,400
	処理水量 (日最大m <sup>3</sup> /日)	780
事業認可	処理面積 (ha)	51
	処理人口 (人)	1,400
	排除方式	分流式
	処理水量 (日最大m <sup>3</sup> /日)	780
	処理能力 (日最大m <sup>3</sup> /日)	800
	供用開始年月日	平成10年4月1日
処理施設	施設名	邑智浄化センター
	処理開始	平成10年4月1日
	汚泥処理方式	汚泥脱水(コンポスト化)
令和2年度実績	処理面積 (日最大m <sup>3</sup> /日)	51
	処理人口 (人)	890
	処理能力 (日最大m <sup>3</sup> /日)	285

注) 処理人口=整備人口

### 3-3 農業集落排水

農業集落排水施設は、6処理区が整備されており、いずれの処理区も既に整備事業が完了し供用を開始している。

◆図表 4-2-6 農業集落排水処理の整備状況

地区別	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理水量 (日最大m <sup>3</sup> /日)	供用開始年月日
乙原地区	6	121	54	平成9年4月1日
築瀬地区	4	98	61	平成13年4月1日
栗原地区	3	55	24	平成13年4月1日
都賀行地区	7	116	72	平成5年4月1日
都賀西地区	9	198	200	平成12年4月1日
都賀本郷地区	20	445	237	平成16年10月1日
6地区合計	49	1,033	648	

注) 処理人口=整備人口

### 3-4 合併処理浄化槽

本町では、公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外における生活排水処理を進めるため、町が合併処理浄化槽を設置して管理し、住民がその使用料を支払うとした事業を行っている。

◆図表 4-2-7 浄化槽設置基数

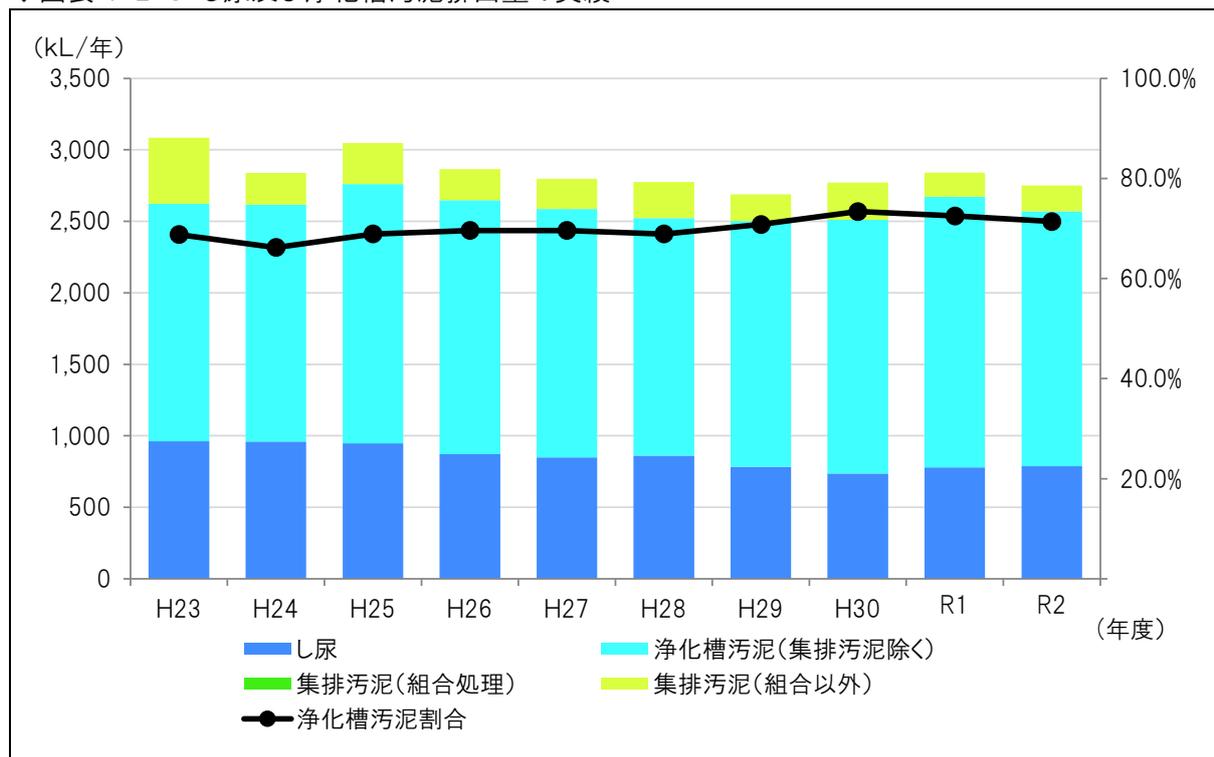
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	累計
基数	14	12	10	10	8	10	404

## 4. し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

### 4-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量

本町のし尿の排出量は長期的に減少傾向にあり、令和2年度において788kLである。浄化槽汚泥の排出量は概ね横ばい傾向であり、令和2年度は1,963kL(集排汚泥含む)である。これらの構成割合は、令和2年度においてし尿28.6%、浄化槽汚泥71.4%であり、年々浄化槽汚泥の割合はおおむね高くなっている。

◆図表 4-2-8 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績



		単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
排出量	し尿	kL/年	962	960	947	872	850	862	784	736	780	788
	浄化槽汚泥 (集排汚泥除く)	kL/年	1,661	1,658	1,814	1,777	1,736	1,661	1,719	1,775	1,893	1,782
	集排汚泥 (組合処理)	kL/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	集排汚泥 (組合以外)	kL/年	463	221	288	216	213	253	185	261	168	181
	合計	kL/年	3,086	2,839	3,049	2,865	2,799	2,776	2,688	2,772	2,841	2,751
割合	し尿		31.2%	33.8%	31.1%	30.4%	30.4%	31.1%	29.2%	26.6%	27.5%	28.6%
	浄化槽汚泥		68.8%	66.2%	68.9%	69.6%	69.6%	68.9%	70.8%	73.4%	72.5%	71.4%

資料：組合資料、各町資料(組合以外の農集汚泥)

## 4-2 収集運搬体制

本町より排出されるし尿及び浄化槽汚泥、集排汚泥の収集・運搬は、本町の許可業者により行われている。なお、浄化槽の保守点検は、同じ業者により収集・運搬と同時に行われている。

収集・運搬は、バキューム車により1回/月(1世帯当たり)の頻度で行われている。収集手数料は、141円/18Lである。

また、収集の効率を高めるため本町に2ヵ所設置された中継槽を利用し、志谷苑へ運搬している。

◆図表 4-2-9 収集運搬体制

	し尿	浄化槽汚泥
形態	許可(2社)	許可(3社)
車 輛	バキューム車:16台(積載量 63kL)	バキューム車:16台(積載量 63kL)
頻 度	1回/月(1世帯当たり)	
収集手数料(18L)	141円	

◆図表 4-2-10 中継槽の位置

位置	槽容量	志谷苑までの距離
美郷町 築瀬	21.6 kL	16 km
美郷町 大浦	18 kL	30 km
邑南町 細谷	18 kL	35 km



### 4-3 中間処理の状況

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設「志谷苑」で処理している。志谷苑は平成9年4月に供用を開始した施設で、公称能力は43kL/日である。

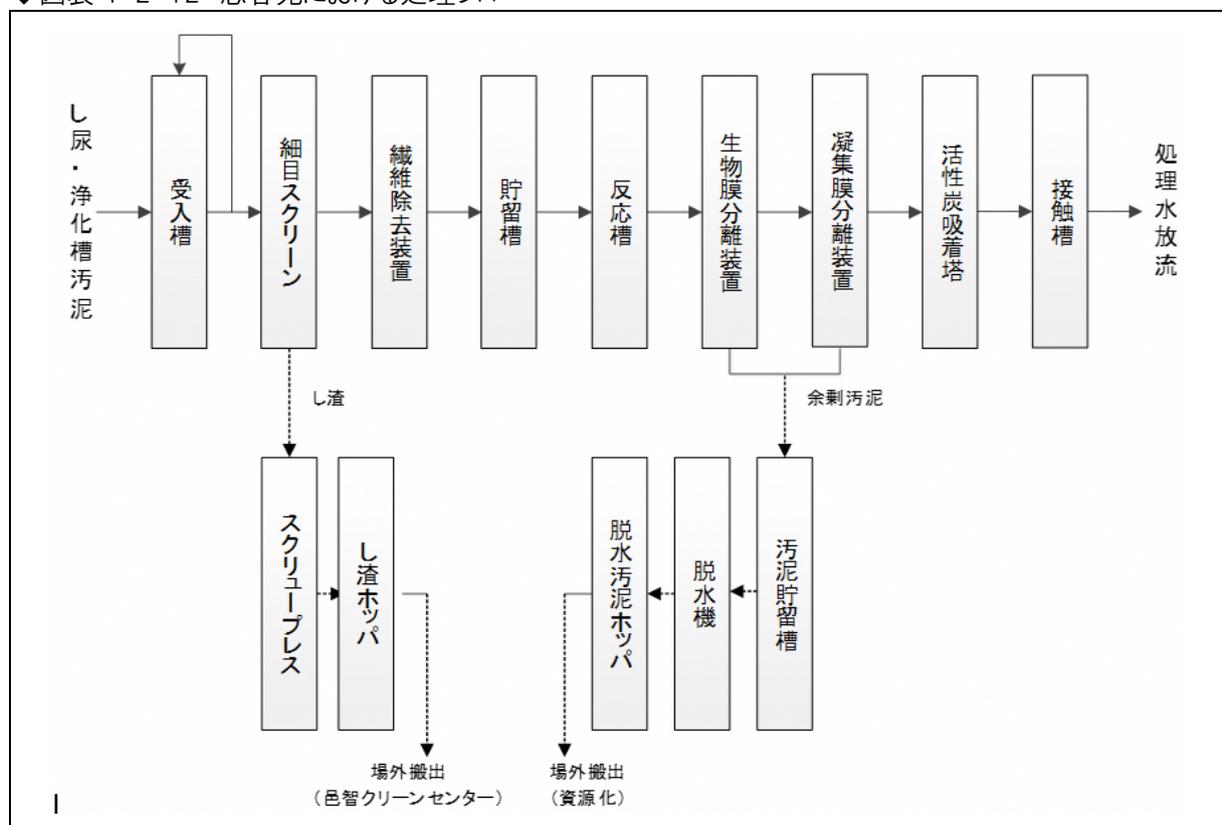
志谷苑の処理方式は、希釈水が不要で排水量が少なく、放流河川への負荷の少ない膜分離高負荷脱窒素処理方式である。計画処理量は、し尿が24kL/日、浄化槽汚泥が19kL/日である。

処理工程において、処理水以外にし渣、沈砂、余剰汚泥が発生する。余剰汚泥は脱水機で脱水汚泥としたあと場外搬出し、民間委託により資源化している。し渣、沈砂については、組合の管理する邑智クリーンセンターに搬入し、し渣は焼却処理後に、沈砂は直接埋立処分している。

◆図表 4-2-11 施設の概要

施設名	志谷苑	
所在地	島根県邑智郡川本町大字因原701番地1	
敷地面積	約5,254 m <sup>2</sup>	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理	
公称能力	43kL/日(し尿24kL/日, 浄化槽汚泥19kL/日) 貯留槽(し尿100m <sup>3</sup> , 浄化槽汚泥80m <sup>3</sup> , 予備260m <sup>3</sup> )	
供用開始	平成9年4月(平成14年度改造:汚泥搬出設備) (平成22~23年度:反応槽を一部改造)	
管理体制	委託(維持管理人員:4人)	

◆図表 4-2-12 志谷苑における処理フロー



志谷苑の処理対象物は、組合管内で発生するし尿及び浄化槽汚泥のうち、各組合構成町が独自で処理している集排汚泥を除いたものと、受託処理している江津市桜江町地域のし尿及び浄化槽汚泥（集排汚泥除く）である。

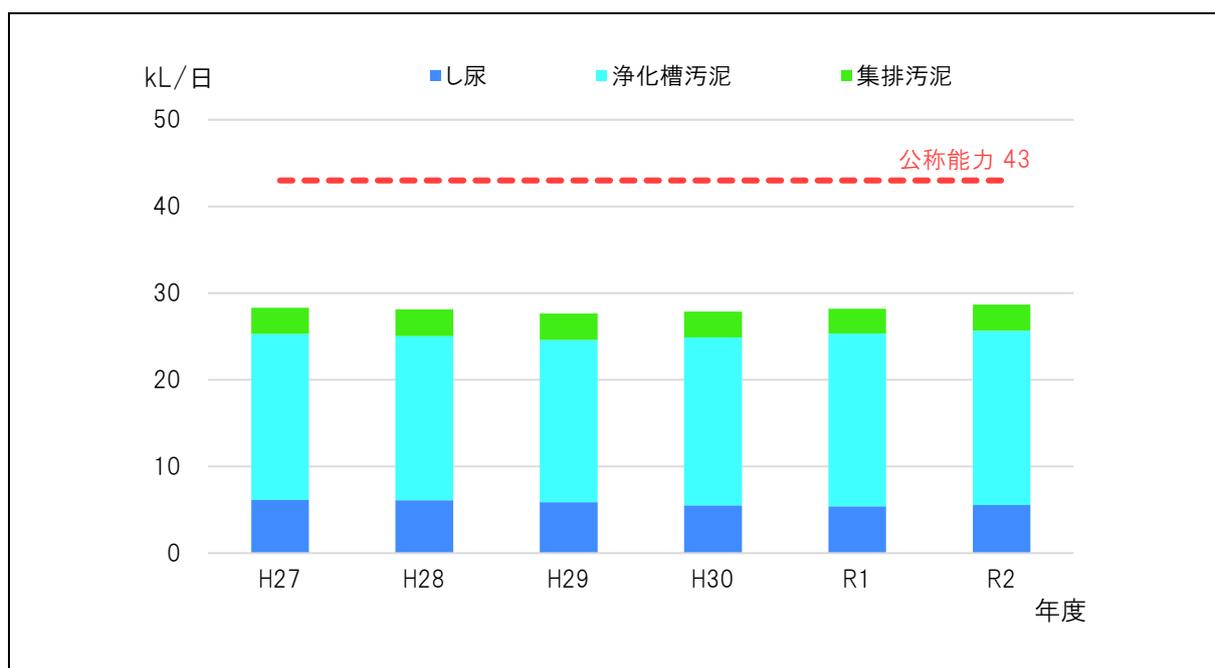
処理量は概ね横ばいで推移しており、令和2年度は28.67kL/日と公称能力の66.7%である。処理内訳をみると、浄化槽汚泥の割合が増加し、平成30年度に80%を超え、令和2年度では80.5%が浄化槽汚泥である。

本施設は、供用開始以降20年あまりが経過しており、前処理設備や汚泥脱水機等の主要な設備装置は、一般的な耐用年数を超過している状況にある。加えて、土木・建築設備については、建屋の内外でコンクリートのクラックや欠落、外壁塗装・水槽防食塗装の浮きや剥離等の経年劣化が顕在化している状況にある。

以上を総合的に勘案すると、本施設の再整備について検討する時期を迎えている。

◆図表 4-2-13 処理施設の処理実績(組合全体)

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	
中間 処理 量	し尿	kL/年度	2,248	2,233	2,147	2,008	1,973	2,037
		kL/日	6.15	6.12	5.88	5.51	5.40	5.57
	浄化槽汚泥	kL/年度	6,997	6,902	6,840	7,072	7,278	7,334
		kL/日	19.16	18.91	18.73	19.38	19.93	20.08
	集排汚泥	kL/年度	1,098	1,133	1,110	1,092	1,044	1,100
		kL/日	3.01	3.09	3.05	2.98	2.87	3.02
	計	kL/年度	10,343	10,268	10,097	10,172	10,295	10,471
		kL/日	28.32	28.12	27.66	27.87	28.20	28.67
し尿割合	%	21.7	21.7	21.3	19.7	19.2	19.5	
汚泥割合	%	78.3	78.3	78.7	80.3	80.8	80.5	



#### 4-4 最終処分の状況

志谷苑のし尿処理工程で発生する余剰汚泥は、脱水処理した後、民間業者への委託処理により資源化している。

また、し渣及び沈渣は、組合が管理する邑智クリーンセンターに搬入し、沈砂は直接埋立、し渣は焼却処理後に埋立処分している。なお、脱水汚泥の資源化は、志谷苑の焼却炉休止に伴い平成15年6月から行っており、それ以前は脱水汚泥及びし渣を志谷苑の焼却設備で焼却処理したうえで埋立処分としていた。

令和2年度における資源化量は413t、し渣・沈砂は、最終処分場延命化工事のため埋立てを行っていない。

◆図表 4-2-14 資源化量と最終処分の実績(組合全体)

	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2
資源化量(脱水汚泥)	(t)	466	384	415	387	363	378
資源化量(清掃汚泥)	(t)	28	33	33	34	36	36
資源化合計	(t)	494	418	448	421	399	413
最終処分量(沈砂)	(t)	1	2	2	2	0	0

※江津市桜江地区分は含まない

#### 4-5 し尿処理行政の組織

本町におけるし尿処理行政の担当部署は、住民課保険・衛生係である。

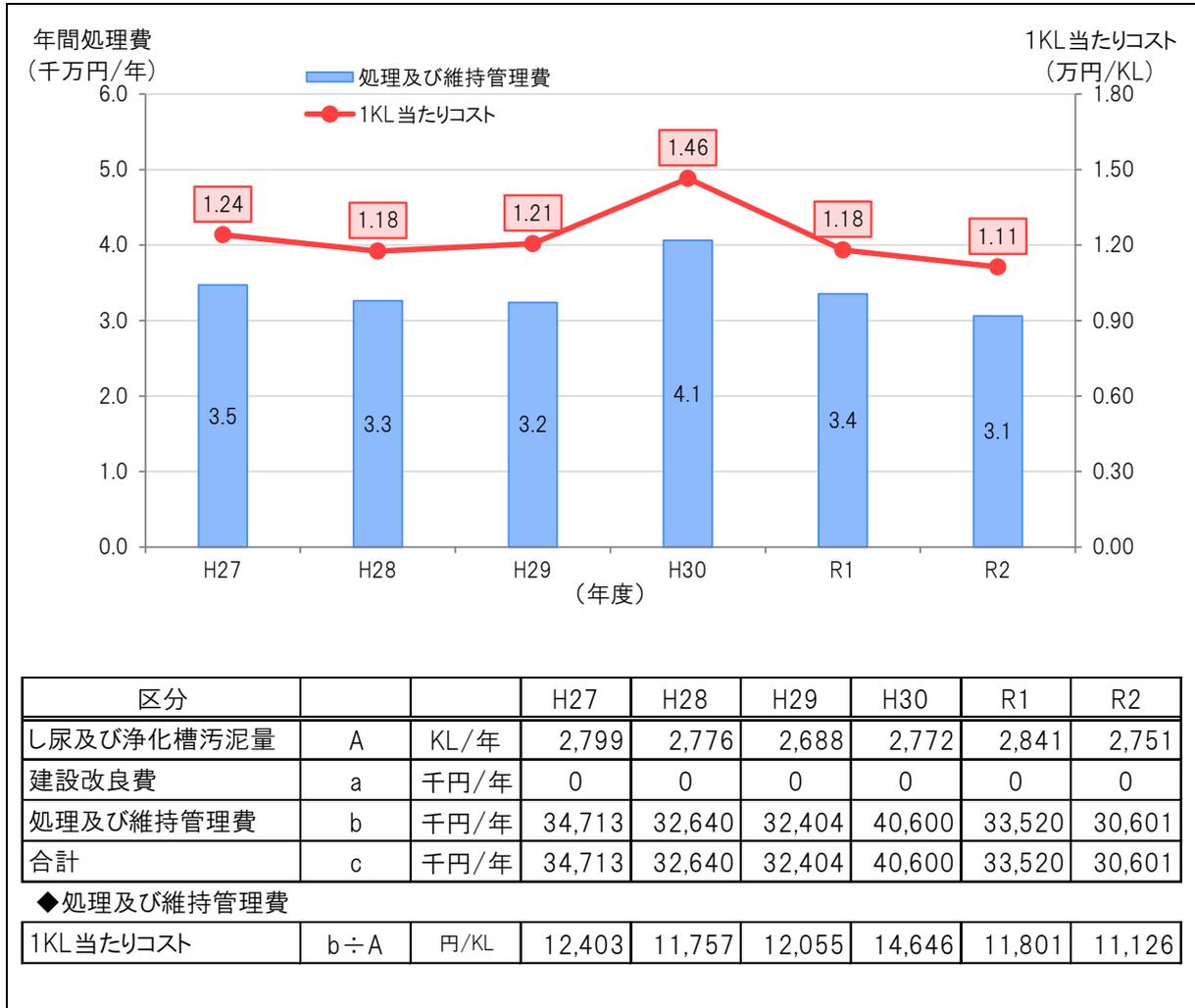
◆図表 4-2-15 し尿処理行政の組織及び事務分掌

住民課保健・衛生係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物の処理及び清掃並びにし尿処理に関すること。</li> <li>○ 環境衛生に関すること。</li> <li>○ 自然環境の保護に関すること。</li> <li>○ 公害対策に関すること。</li> <li>○ し尿の収集許可に関すること。</li> </ul>
-----------	--

#### 4-6 し尿処理に要する経費

建設・改良費を除く1KL当たり年間処理経費は、令和2年度において、11,126円/KLである。

◆図表 4-2-16 し尿処理経費の推移



## 5. 関係市町村の動向

周辺自治体のし尿処理体制は、組合による共同処理としている自治体もあるが、市町村合併により単独で処理している自治体が多くみられる。

◆図表 4-2-17 し尿処理体制の状況

自治体	し尿処理体制	施設状況
松江市	単独処理	川向クリーンセンター:71.4kL/日(H10)
浜田市	単独処理	浜田浄苑:125kL/日(H8)
出雲市	単独処理	出雲環境センター:193kL/日(H16)
益田市	単独処理	久城が浜センター:108kL/日(H4)
大田市	単独処理	大田し尿処理場:80kL/日(H7)
安来市	単独処理	安来市対仙浄園汚泥再生センター:36kL/日(H25)
江津市	単独処理	江津浄化センター:46.4kL/日(H30)
雲南市	雲南広域連合	【汚泥共同処理施設】 雲南クリーンセンター:144m <sup>3</sup> /日(H29)
飯南町		
奥出雲町		
川本町	邑智郡総合事務組合	志谷苑:43kL/日(H9)
美郷町		
邑南町		
吉賀町	鹿足郡事務組合	し尿処理施設(クリーンパルにちはら):27kL/日(S59)
津和野町		

注) 汚泥共同処理施設は、下水汚泥、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥、し尿を一括処理する施設。

## 6. 国等の上位計画

### 6-1 国の整備方針

国においては、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき平成30年6月に「廃棄物処理施設整備計画」を定めている。

この整備計画は、計画期間を平成30年度から令和4年度とし、循環型社会の形成に向け計画期間中に廃棄物処理施設整備事業及び関連する施策により実現を図るべき重点目標と、当該目標の達成のために実施すべき廃棄物処理施設整備事業の概要を、国民に明らかにするものである。

また、この整備計画においては、生活排水処理に関する目標及び指標を設定している。これによると、令和4年度での浄化槽処理人口普及率を70%、合併浄化槽の基数割合を76%、省エネ型浄化槽の導入によるCO<sub>2</sub>排出削減量を12万トンCO<sub>2</sub>とすることを目標及び指標として設定している。

◆図表 4-2-18 国の目標及び指標

項目	目標	指標 <sup>注)1</sup>	事業の概要
浄化槽	し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 53%(H29見込み) ↓ 70%(R4)	効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、面的整備の一層の推進を図る。また、地域の状況に応じて高度処理型浄化槽 <sup>注)2</sup> の普及を図る。
		浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合 62%(H29見込み) ↓ 76%(R4)	残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進する。特に、老朽化した単独処理浄化槽、公共所有の単独処理浄化槽について、重点的に転換を実施する。
		省エネ型浄化槽の導入によるCO <sub>2</sub> 排出削減量 5万トンCO <sub>2</sub> (H29見込み) ↓ 12万トンCO <sub>2</sub> (R4) (補助指標：先進的省エネ型浄化槽導入基数) 家庭用17万基、中・大型7千基(H29見込み) ↓ 家庭用42万基、中・大型18千基(R4)	先進的省エネ浄化槽を導入するとともに、家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し、浄化槽システム全体の低炭素化を図る。

注) 1 指標の定義

全人口に対して、戸別の浄化槽(し尿と生活雑排水を併せて処理するものに限る。)を利用する人口の割合

$$\frac{\text{浄化槽の整備人口}}{\text{総人口}}$$

注) 2 高度処理型浄化槽とは

窒素又は磷を除去するもの、窒素及び磷を併せて除去するもの、BOD(生物化学的酸素要求量)を高度に処理するものがある。環境省において、高度処理型浄化槽の設置補助は、設置費用(本体費用と工事費用)が通常の浄化槽の設置費用より高いことから、補助の基準額についても通常の浄化槽に比べ高い基準額を設定し、設置を推進している。対象地域は、湖沼法の指定湖沼、閉鎖性海域、水源地域などである。

## 6-2 島根県生活排水処理ビジョン第4次構想

島根県においては、生活環境の改善や水環境の保全を図るため、第1次構想：「全県域下水道化構想」、第2次構想：「新・全県域下水道化構想」、第3次構想：「汚水処理施設整備構想」、第4次構想：「生活排水処理ビジョン」と、これまで4回にわたり、市町村と一体となり汚水処理施設の長期的な整備方針を策定し、汚水処理施設の整備を推進してきた。その結果、第4次構想において目標としていた平成30年度の汚水処理人口普及率80%は概ね達成することとなった。

一方で、全国と比較すると島根県の汚水処理施設の整備は遅れており、整備手法の見直しなどによる効率的な汚水処理施設整備を進めていく必要がある。

また、集合処理施設への接続率の低迷、人口減少に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化など新たな課題も挙げられることとなった。

このような課題を踏まえ、新たな構想として、平成31年度から令和8年度を計画期間とする第5次構想：「島根県生活排水処理ビジョン」を平成31年1月に策定している。

島根県生活排水処理ビジョンにおいては、目標年度において島根県の汚水処理人口普及率を87%（普及率が低い県西部と地区と隠岐地区の普及率向上を目指す）とする方針が示されている。

### 【島根県生活排水処理ビジョンにおける構想推進に向けての施策】

#### 視点1：快適な生活環境

**施** 平成38年度（2026年度）末の汚水処理人口普及率を87%以上とする

**策** 普及率が低い県西部地区と隠岐地区の普及率向上を目指す

#### 視点2：きれいな水環境

**施** 平成38年度（2026年度）末の集合処理施設への接続率を90%以上とする

**策** 合併処理浄化槽への転換を推進する

#### 視点3：資源の循環

**施策** 汚水処理施設で発生する資源・エネルギーの有効利用を推進する

#### 視点4：持続的な汚水処理

**施** 汚水処理施設の老朽化に対し計画的な維持管理を推進する

**策** 汚水処理施設の総合的な防災・減災対策を推進する

#### 視点5：健全な経営

**施** 広域化・共同化、官民連携の導入などにより持続的な経営を推進する

**策** 分かりやすい情報の発信により住民の関心・理解の向上を図る

## 7. 生活排水処理に関する課題

### 7-1 生活排水処理の向上

本町において、生活排水を処理していない計画収集人口（汲み取り人口）及び単独処理浄化槽人口の割合は令和2年度において24.1%である。公共用水域への汚濁負荷を低減させるためには、引き続き公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設の整備あるいは活用が不可欠である。

今後とも一層の水環境の保全に努めるとともに、生活排水の適正な処理、汚水衛生処理率の向上を図ることが必要である。

### 7-2 生活排水処理対策の啓発

本町の水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について広く住民に啓発し、また台所などの発生源における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていくことが必要である。

### 7-3 し尿処理施設の再整備

組合のし尿処理施設である志谷苑は、供用開始以降20年あまりが経過しており、主要設備はいずれも一般的な耐用年数を超過し、土木・建築設備については、経年劣化が顕在化している状況にある。

こうした状況下において、継続した点検整備を実施してきたことにより施設の稼働に大きな問題は生じていないものの、施設の再整備について計画的な検討が必要である。

### 7-4 し尿処理施設の運転管理

人口の変化や、公共下水道等の処理施設の整備などにより、し尿処理施設の処理対象物の量や性状が変化することが予想される。

こうした処理対象物の性状や搬入量の変化は、施設の運転に大きく影響を及ぼすことから、処理施設の再整備に合わせ、性状や搬入量の変化に対応した運転管理・処理システムの構築が必要である。

### 7-5 し尿処理体制

組合における処理実績等を踏まえ、し尿処理体制の変更等に柔軟に対応できるし尿処理体制を構築していくことが必要である。

## 第3節 生活排水処理計画

### 1. 基本方針

#### 1-1 生活排水処理の基本方針

本町では、組合とともに住民に対し生活雑排水処理の重要性について積極的な啓発を行うことで、より一層の公共下水道等の整備普及、合併処理浄化槽の設置推進に努める。また、水洗化されていない家庭及び単独処理浄化槽の家庭からの生活排水についても衛生的に処理することを基本理念とし、清潔で衛生的な生活環境の実現と公用水域の水質保全を図り、より快適で潤いのある環境空間づくりを目指すものとする。

#### ◆図表 4-3-1 生活排水処理の基本方針

##### ①生活排水処理の推進

- ・ 公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備・普及を進め、生活雑排水処理を推進する。
- ・ 水洗化されていない家庭及び単独処理浄化槽の家庭からの生活雑排水については、合併処理浄化槽への転換を啓発する。

##### ②し尿・浄化槽汚泥の適正処理

- ・ 浄化槽の適正な維持管理について、住民・事業者に啓発し、無意味な汚泥の排出や汚泥への油分の混入を防止し、志谷苑での適正処理を促進する。
- ・ 志谷苑の適正な維持管理により、公共用水域等周辺環境の保全を図る。また、発生する余剰汚泥は、再生処理により資源化を進める。

#### 1-2 生活排水処理設備の基本方針

生活排水処理対策の基本として、生活排水処理施設の整備を図るとともに、生活排水処理の必要性について、啓発していくものとする。

##### 集合処理型施設の整備

今後も継続して、公共下水道の整備を図る。加えて、各家庭からの管渠への接続が円滑に行われるよう、啓発・指導等を行う。

##### 個別処理型施設の整備

合併処理浄化槽について、今後も加入促進や補助制度活用等について広報等を行う。

し尿汲み取り家庭や単独処理浄化槽の設置者については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の指導等を行う。

##### 生活排水対策の啓発

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について住民の理解を深めるとともに、台所等の発生源における汚濁負荷削減対策について啓発を行う。

## 2. 処理主体

本町の生活排水の処理主体は、以下のとおりである。また、生活排水の計画処理区域は、本町全域とする。なお、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業は、本町において許可し、その許可業者がし尿処理施設等へ運搬するものとする。

◆図表 4-3-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本 町
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本 町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本 町
単独処理浄化槽	し尿	個 人 等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥 (一部の集排汚泥を含む)	組 合

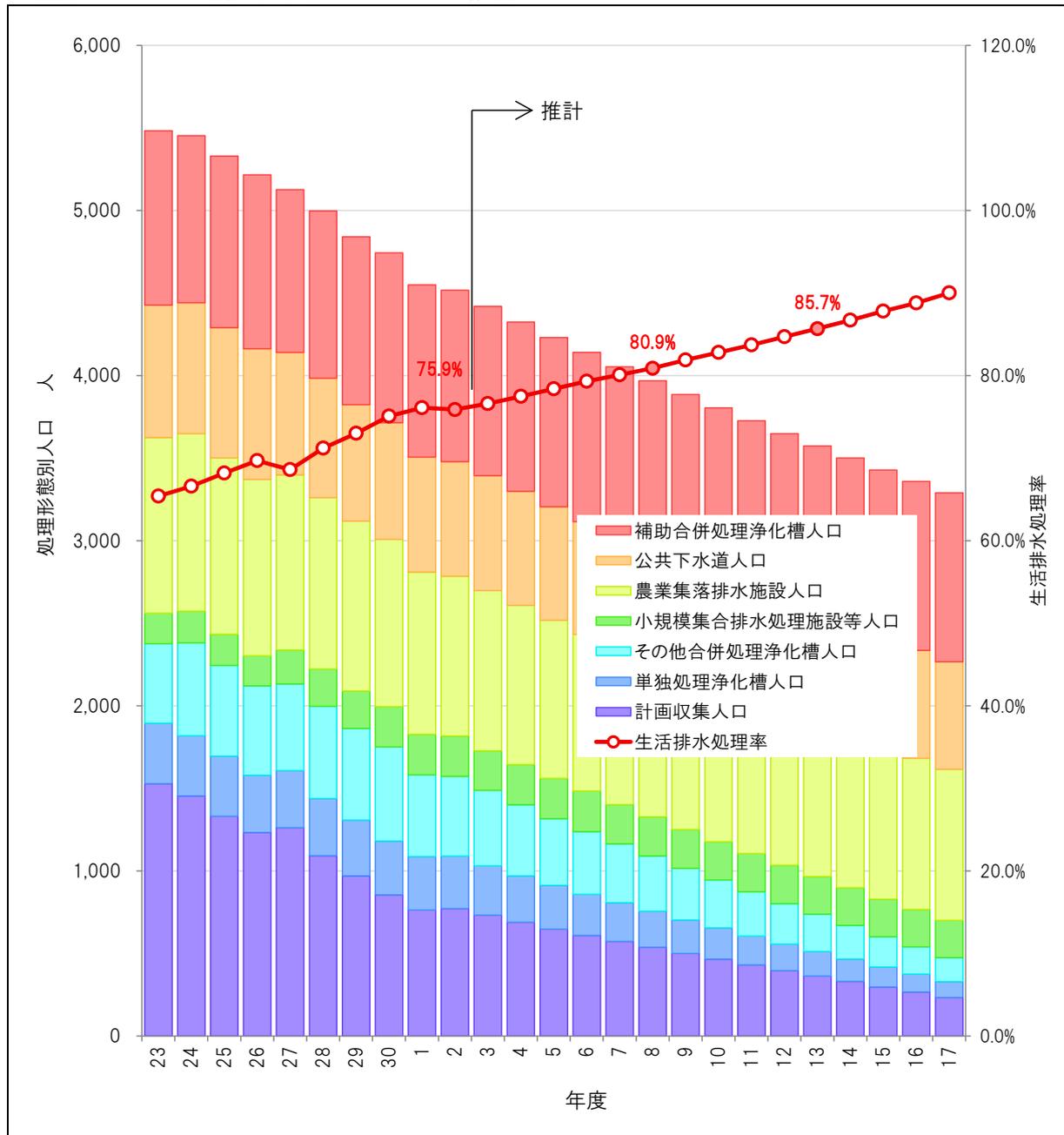
### 3. 生活排水処理形態別人口等の将来見込み

#### 3-1 生活排水処理形態別人口の推計

本町において、台所や風呂といった生活排水をトイレ排水とともに処理している生活排水処理人口（公共下水道人口、小規模集合排水処理人口、農業集落排水人口、合併処理浄化槽人口、その他合併処理浄化槽人口）は、生活排水処理施設の整備によって増加すると見込まれ、目標年度の令和8年度において生活排水処理率は、80.9%まで上昇すると見込まれる。

一方で、生活排水を処理していない人口（し尿収集人口、単独浄化槽人口）は減少する見込みであり、令和8年度において757人と見込まれる。

◆図表 4-3-3 生活排水処理形態別人口の推計



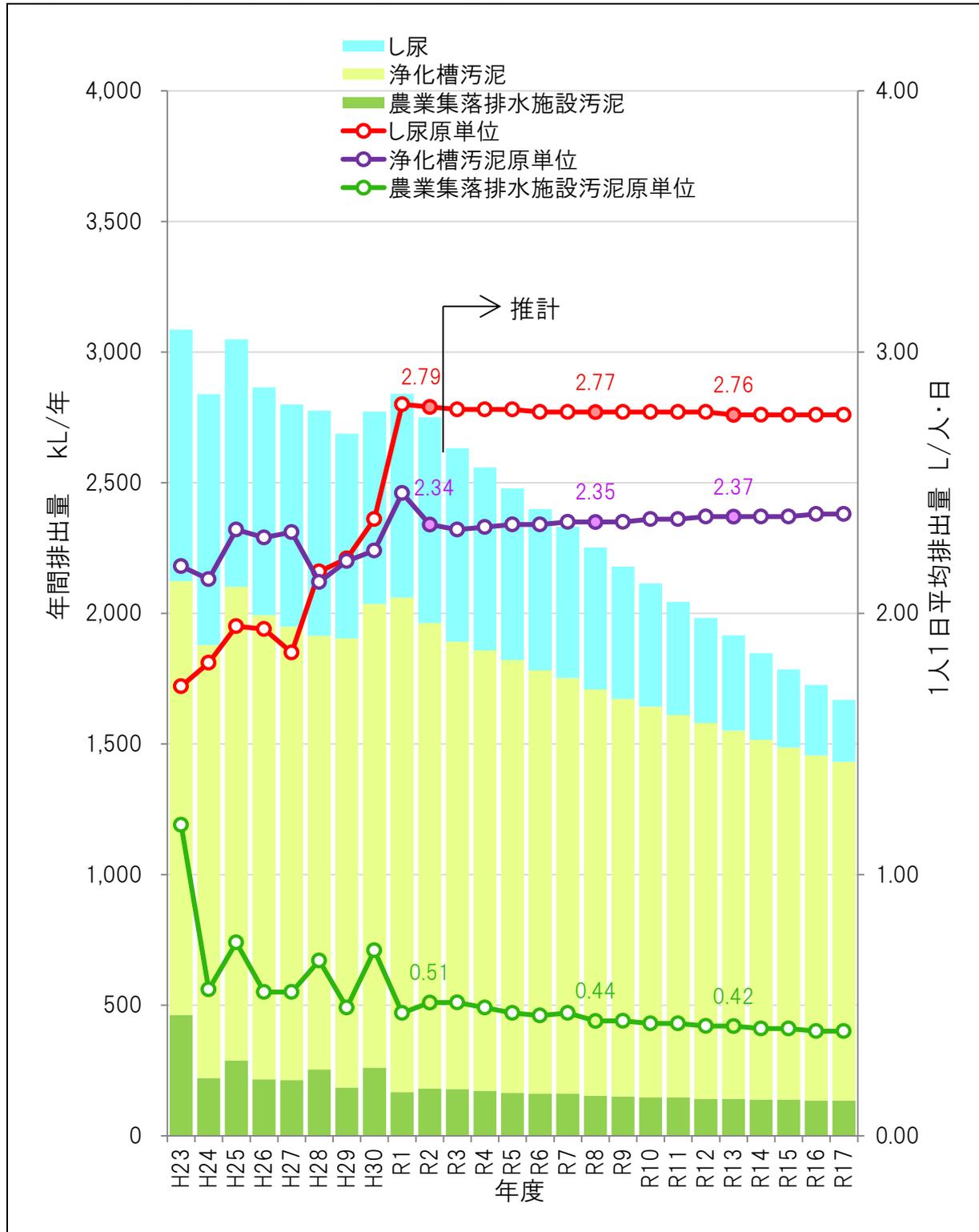
注) 生活排水処理率 = 生活排水処理人口 / 計画処理区域内人口

### 3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

し尿及び浄化槽汚泥排出量の排出量合計は、人口の減少とともに減少する見込みである。

内訳でみると、し尿の排出割合は減少し、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥の排出割合は増加する見込みである。

◆図表 4-3-4 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計



## 4. 生活排水の処理計画

### 4-1 生活排水の処理の目標

本計画の基本理念及び目標を達成するため、令和8年度において生活雑排水の処理人口を3,212人とし、生活排水処理率は80.9%とする。

◆図表 4-3-5 生活排水の処理の目標

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
生活排水処理率	75.9%	80.9%	85.7%

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
行政区域内人口	4,517人	3,969人	3,574人
計画処理区域内人口	4,517人	3,969人	3,574人
水洗化・生活雑排水処理人口	3,427人	3,212人	3,062人

### 4-2 生活排水処理区域及び人口

本町における生活排水処理区域は、公共下水道、農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理、合併処理浄化槽の整備事業ごとに区域が分けられている。こうした各処理施設や地域の特性を踏まえた効率的な生活排水処理を推進していくものとする。

◆図表 4-3-6 生活排水処理区域及び人口

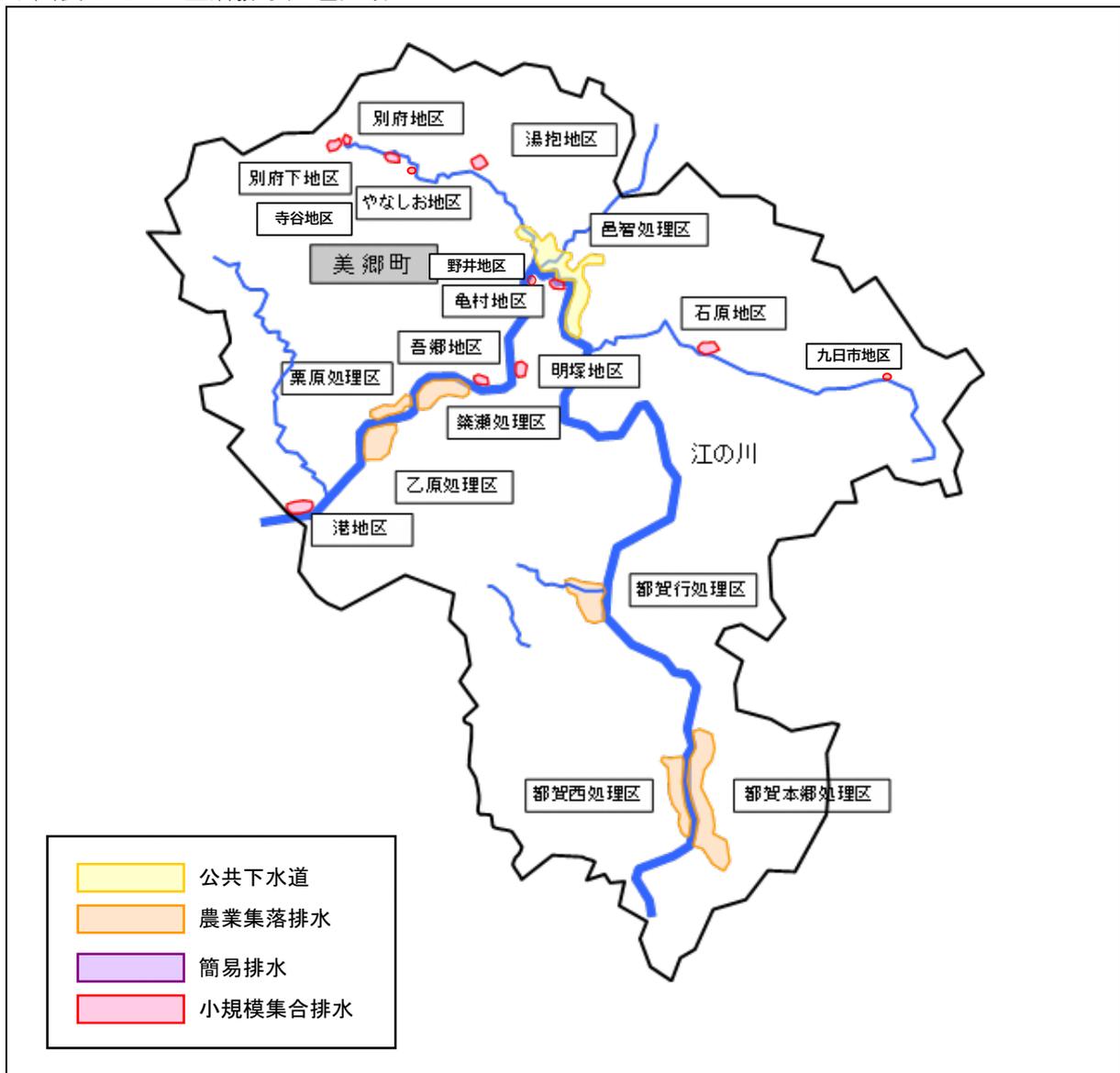
処理施設の種類	処理計画区域	中期目標年度 (令和8年度)
公共下水道	邑智処理区	675人
農業集落排水処理	乙原地区、築瀬地区、栗原地区、都賀行地区、 都賀西地区、都賀本郷地区 計6地区	942人
小規模集合排水処理	亀村地区、別府地区、別府下地区、明塚地区、 やなしお地区、港地区、湯抱地区、吾郷地区、 石原地区、野井地区、寺谷地区、九日市地区 計12地区	236人
合併処理浄化槽	下水道、集落排水認可区域以外の区域	1,024人 (335人)

注) 合併処理浄化槽の( )内は、補助事業以外による。

計 

3,212人
--------

◆ 図表 4-3-7 生活排水処理区域



### 4-3 生活排水処理施設の整備計画

本町において、今後、し尿及び生活雑排水を処理する施設の整備は、公共下水道、農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設、さらに合併処理浄化槽について行うものとする。

◆図表 4-3-8 生活排水処理施設の整備状況

整備事業別	美郷町
公共下水道事業	●
農業集落排水事業	●
小規模集合排水事業等	●
浄化槽市町村整備推進業	○ (市町村設置型)

注)●:整備済み ○:整備予定

#### 4-3-1 公共下水道

公共下水道は、邑智処理区で整備事業が完了している。

今後、事業が完了している施設への接続について広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。

◆図表 4-3-9 公共下水道の整備

処理区別	計画処理人口※ <sup>1</sup> (整備人口)	事業区分	整備計画年度
邑智処理区	1,400人 (890人)	完了	平成6年度～平成13年度

※<sup>1</sup> 計画処理人口は、流入人口等を含めたものである。

#### 4-3-2 農業集落排水

農業集落排水処理施設は、いずれも整備事業は完了しており、今後、新たに整備される計画はない。

今後、事業完了している施設への接続について広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。

#### 4-3-3 その他（小規模集合排水処理事業等）

その他の生活排水処理施設については、今後、新たに整備される計画はない。

今後、事業完了している施設への接続について広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。

#### 4-3-4 合併処理浄化槽

本町で整備されている合併処理浄化槽は、市町村設置型である。これらについては、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」及び「汚水処理施設整備交付金」を活用して整備が進められている。

整備地区は、公共下水道、集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設の処理区域以外の地区を対象としている。

現時点の事業計画の概要は図表 4-3-10 に示すとおりである。

事業期間は令和 7 年度で、合計 40 基、192 人の整備を行う予定としている。加えて、合併処理浄化槽の設置についての広報を行うとともに、単独処理浄化槽からの転換を推進していくこととする。

◆図表 4-3-10 合併処理浄化槽の整備事業

事業	事業期間	整備基数	整備人口
浄化槽市町村整備推進事業	R3～R7	40基	192人

#### 4-4 生活雑排水の適正処理推進

風呂や台所の生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備により適正処理を推進する。具体的な施策は、以下のとおりである。

##### 施策1.「家庭の取組推進」

継続・充実

###### 〔行政の役割〕(本町)

- ・川などの公共用水域の環境を保全するため、水にやさしい生活を送る情報について、広報やチラシ等により広く提供する。
- ・また、地域学習や環境教育の場において水環境の現状を理解してもらうため、担当職員の派遣等により家庭等における取組を推進していくものとする。

###### 〔住民・事業者の役割〕

- ・住民は広報やチラシ等をよく読み、水にやさしい生活を送る情報を得る。
- ・地域学習や環境教育の場に積極的に参加する。

##### 施策2.「水洗化の普及・啓発」

継続・充実

###### 〔行政の役割〕(本町)

- ・公共下水道や農業集落排水処理施設の整備地区では未接続の家庭等に対し、早期の接続を、その他の地区では合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。
- ・また、省エネ型浄化槽の普及を促進し、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図る。

###### 〔住民・事業者の役割〕

- ・公共下水道や農業集落排水処理施設の整備地区で未接続の家庭等は、早急に接続する。
- ・その他の地区で単独浄化槽や汲み取りの家庭等は、合併浄化槽へ転換する。

##### 施策3.「浄化槽の適正管理」

継続

###### 〔行政の役割〕(本町)

- ・合併処理浄化槽の機能を発揮させるためには保守・点検、清掃等が不可欠である。そのため、浄化槽の保守・点検や清掃等について、浄化槽設置の際に、覚書等を交わして徹底する。また、清掃事業者、保守・点検事業者に対しては、適正な管理について指導するとともに、住民への説明等も行うよう協力要請する。

###### 〔住民・事業者の役割〕

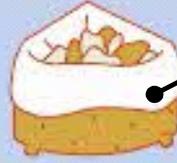
- ・住民は、浄化槽設置の際に、覚書等を交わし保守・点検、清掃等を徹底する。
- ・清掃事業者、保守・点検事業者は、浄化槽を適正管理し、住民へ説明等も行う。

◆水にやさしい生活を送りましょう～

台所ではこんなこと

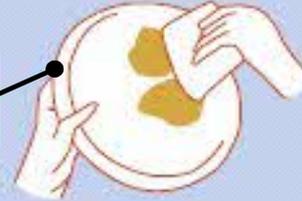


食事や飲み物は必要な分だけを作り、飲み物は飲みきれ的分だけを注ぐ。



水切り袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。

食器を洗う前に、油污れなどはふき取ります。



残った油は継ぎ足して使ったり、炒め物に使うなど、できるだけ捨てない努力を、やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。



米のとぎ汁は植木の水やりに、養分を含んでいるので、よい肥料になります。



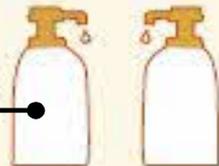
食器を洗う時は洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使います。

お風呂ではこんなこと



髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。

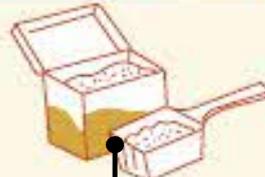
シャンプー、リンスは適量を守りましょう。



お風呂の残り湯は洗濯に、温水なので汚れ落ちがよくなります(衛生上、すすぎは水道水で)。



洗濯ではこんなこと



洗剤は計量スプーンでしっかり計って。多く入れても汚れ落ちがよくなる訳ではありません。



くず取りネットを取り付けて、細かいごみをキャッチ。

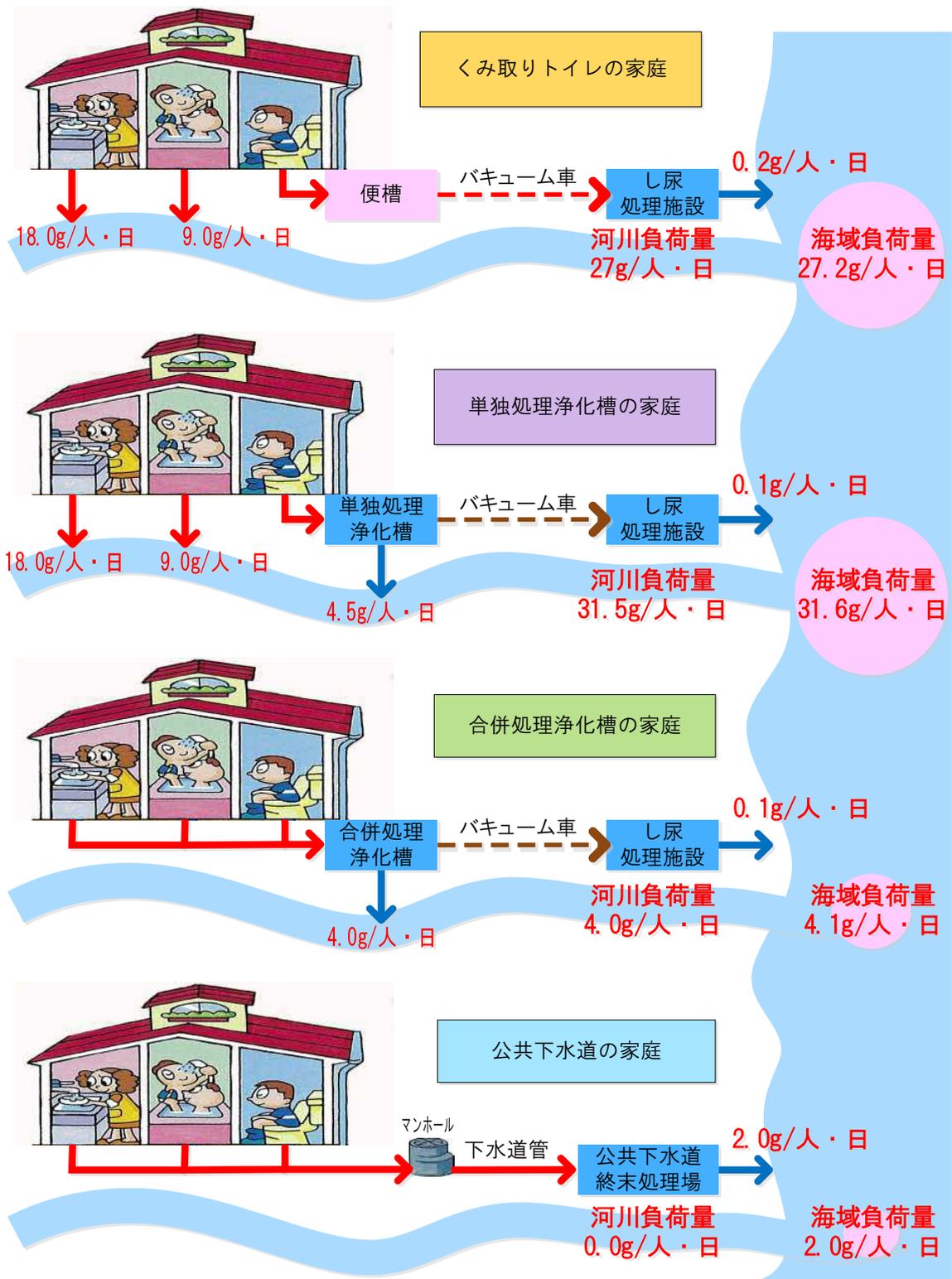
トイレではこんなこと



トイレは使用後にちよこちよこつと掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくてすみます。

資料：環境省「生活排水読本」

◆公共下水道や合併処理浄化槽の活用により、河川等の環境を保全しましょう～



- 平均的な家庭(世帯)が排出する汚濁物質(BOD)量を前提に、河川や海域にどの程度の影響を与えるかを負荷量として試算した。
- 負荷量とは、生活排水を水量×水質で表したものである。  
 ※海域負荷量は、円●の面積(大きさ)で大小を表している。
  - 合併処理浄化槽を設置している世帯や公共下水道を利用している世帯は、それ以外の世帯に比べ10分の1程度の負荷量である。

## 5. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

### 5-1 排出抑制・再資源化計画

#### 5-1-1 排出抑制・再資源化に関する目標

- 組合と協力し、浄化槽の清掃に関する認知度の向上に努める。
- 浄化槽清掃業者への指導に、組合と協力し、無意味な量の排出(汚泥の引き抜き等)抑制に努める。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で排出される脱水汚泥は、委託処理による有効利用を継続していく。

#### 5-1-2 再資源化量の見込み

脱水汚泥は、セメント原料化または肥料として委託業者にて再資源化を継続していく。し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で発生する汚泥の有効利用量は、令和8年度において369tとする。

#### ◆図表 4-3-11 有効利用の将来見込(組合全体)

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
汚 泥	413t/年	369t/年	336t/年

#### 5-1-3 排出抑制・再資源化に関する施策

##### 施策1.「住民に対する啓発」

継続

##### 〔行政の役割〕(本町)

浄化槽は、定期的に清掃時に汚泥を引き抜くことが必要である。汚泥の引き抜きについては、浄化槽法第4条第6項の規定により行うこととされている。その量については、浄化槽の形式により異なるため、浄化槽の形式や清掃方法について、住民に情報提供を行っていくものとする。具体的な啓発は、本町で行うとし、組合は、その施策の実施に協力していくものとする。

##### 施策2.「清掃業者への指導」

継続

##### 〔行政の役割〕(本町)

浄化槽の清掃(汚泥の引き抜き)に関し、法に基づく適正な汚泥の引き抜きについて清掃業者への指導を行い、無意味な浄化槽汚泥量の排出を抑制するものとする。具体的な指導は、本町が行うとし、組合は、その施策の実施に協力していくものとする。

##### 施策3.「脱水汚泥の有効利用」

継続

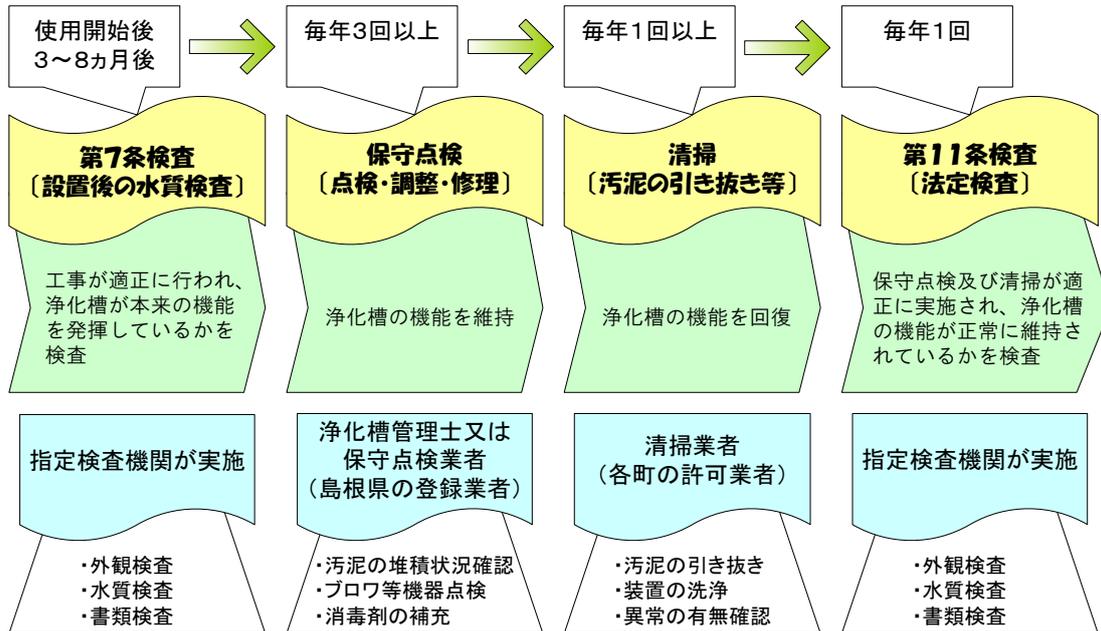
##### 〔行政の役割〕(組合)

現在、組合のし尿処理施設から排出される脱水汚泥は、民間業者に引き渡したうえでセメント原料として有効利用されている。

よって、今後とも外部搬出による民間委託処理を継続していくものとする。

◆浄化槽は法で決められた検査・点検等を行いましょ～

① 浄化槽管理の流れ



② 保守点検

- 浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されています。**保守点検は、島根県の登録を受けた保守点検業者に委託**してください。
- 浄化槽の色々な装置が正しく働いているかを点検し、水質検査により汚泥の状態を確認します。
- 汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検を行います。



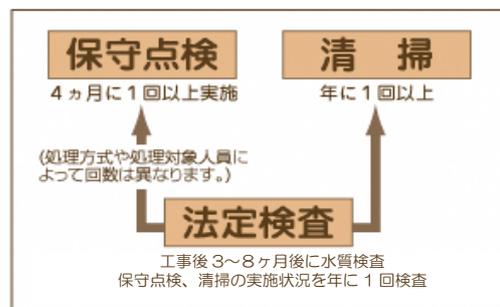
③ 清 掃

- 浄化槽の清掃は、**町の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託**してください。
- 浄化槽に、処理によって生じた汚泥がたまりすぎると処理が不十分になり、悪臭の原因になります。
- 汚泥などを引き抜き、付属装置を洗浄したり、掃除することが必要です。



④ 法定検査

- 法定検査は、**島根県の指定する検査機関**が実施します。
- 浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。
- 「**保守点検**」、「**清掃**」とは別に、法定検査を年に一回必ず受けなければなりません。



⑤ 記録の保存

- 保守点検及び清掃の記録は、3年間保管する義務があります。

## 5-2 収集・運搬計画

### 5-2-1 収集・運搬に関する目標

- 現行の収集・運搬体制を維持していく。
- 収集・運搬許可業者への指導により、し尿等の安定した搬入に努める。

### 5-2-2 収集・運搬の範囲

収集・運搬を行う範囲は、本町内全域とする。

### 5-2-3 収集・運搬の方法及び量

収集・運搬する種類は、し尿（汲み取りトイレ）と浄化槽汚泥、一部の農業集落排水処理施設から排出される汚泥とする。収集・運搬方法は、現行どおり本町が許可する収集・運搬許可業者により行うものとする。

収集・運搬量は、令和8年度においてし尿 544kL/年、浄化槽汚泥（農業集落排水処理施設汚泥除く）1,555kL/年、本町による農業集落排水処理施設汚泥 153kL/年の合計 2,252kL/年と見込む。

#### ◆図表 4-3-12 収集運搬量の将来見込

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
し尿	788kL/年	544kL/年	365kL/年
浄化槽汚泥	1,782kL/年	1,555kL/年	1,409kL/年
農業集落排水施設汚泥(組合)	0kL/年	0kL/年	0kL/年
農業集落排水施設汚泥(本町)	181kL/年	153kL/年	142kL/年
合計	2,751kL/年	2,252kL/年	1,916kL/年

## 5-2-4 収集・運搬に関する施策

### 施策1.「収集・運搬体制の維持」

継続

#### 〔行政の役割〕(本町)

収集運搬量はし尿が減少、浄化槽汚泥が増加するものと見込まれる。し尿等の収集・運搬は、本町において現状の収集運搬許可業者により行うものとする。

なお、長期的には、集合処理施設の供用及び合併浄化槽の整備推進によりし尿量は減少する見込みであることから、今後のし尿等の排出量を注視しつつ、本町で行う体制維持について組合と協力していくものとする。

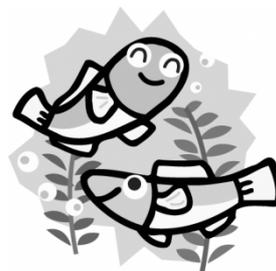
### 施策2.「許可業者指導」

継続

#### 〔行政の役割〕(本町)

し尿の収集運搬は、本町で許可する収集運搬許可業者が、住民からの汲み取り依頼により行い、組合の志谷苑（し尿処理施設）へ搬入している。し尿処理施設での処理において、し尿と浄化槽汚泥のバランスが変動すると、施設の運転が難しくなる。

よって、処理施設での処理が円滑に行えるよう、組合と協力し、収集・運搬から搬入に至る運行計画について、業者指導していくものとする。



### 5-3 中間処理計画

#### 5-3-1 中間処理に関する目標

- し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進していくため、し尿処理施設の再整備について計画的に検討していくものとする。

#### 5-3-2 中間処理の方法及び量

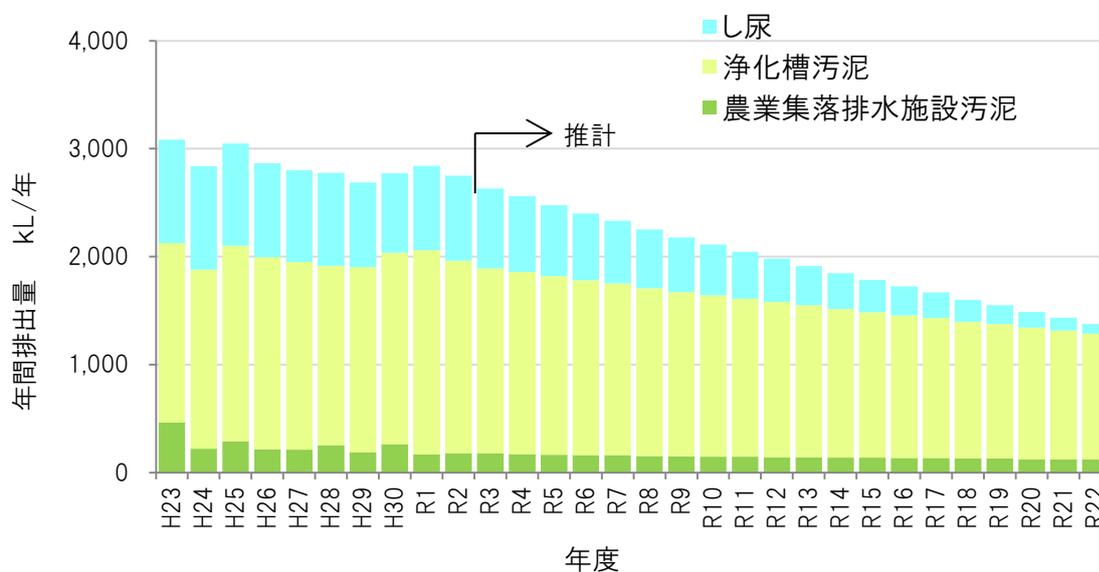
中間処理する種類は、し尿（汲み取りトイレ）と浄化槽汚泥、集排汚泥とする。中間処理の方法は、現行どおり組合の志谷苑による処理とする。

なお、本町から排出される集排汚泥は、組合の志谷苑に搬入せず、本町による処理としている。

本町による中間処理量は、令和8年度においてし尿 544kL/年、浄化槽汚泥（農業集落排水処理施設汚泥除く）1,555kL/年の合計 2,099kL/年と見込む。

◆図表 4-3-13 中間処理量の将来見込

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
し尿	788kL/年	544kL/年	365kL/年
浄化槽汚泥	1,782kL/年	1,555kL/年	1,409kL/年
農業集落排水施設汚泥	0kL/年	0kL/年	0kL/年
合計	2,570kL/年	2,099kL/年	1,774kL/年



### 5-3-3 中間処理に関する施策

#### 施策1.「施設の再整備」

継続

##### 〔行政の役割〕(組合)

組合のし尿処理施設である志谷苑は、供用開始以降 20 年あまりが経過しており、今後、安定した適正処理を行っていくためには、施設の再整備が必要である。

具体的な手法は、施設の長寿命化を図ることを基本とし、現設備の老朽化状況等を踏まえて事業方式を選定していくものとする。

なお、本施策については、本計画期間の中期（令和 8 年度）までの間において長寿命化計画を策定し、この計画を基に基幹的設備の改良事業実施を想定していくものとする。

◆図表 4-3-14 施設の再整備手法の概要

手 法	基幹的設備改良事業	施設リニューアル事業
概 要	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 施設の長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて基幹的設備の改良事業を実施する。</li><li>▶ 事業採択には、事業実施後の二酸化炭素排出量の削減が求められる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 現設備を活用しつつ、必要となる処理機能等を整備する。</li><li>▶ 基本的には新設扱いとなるため、「汚泥再生処理センター」と位置付けられる。</li></ul>

#### 施策2.「施設の維持管理」

継続

##### 〔行政の役割〕(組合)

志谷苑の再整備までの間、定期的に機能検査を実施し、施設の機能維持に努めていくものとする。特に、今後も、予期しない破損等により大規模な補修等がないよう、施設の運転を委託している専門業者との協議により、計画的な補修計画・設備更新計画を立案し、安定的な処理を行っていくものとする。

また、効率的な運転を行うため、処理対象物の性状や量の変化を把握し、現有設備の能力が発揮できる運転方法（土曜日・日曜日の停止等）を検討していくものとする。

## 5-4 最終処分計画

### 5-4-1 最終処分に関する目標

- 中間処理後に発生する汚泥は、有効利用することで最終処分の減量を図る。
- 資源化できないし渣は焼却による減量を行い、沈砂とともに適正に処理する。

### 5-4-2 最終処分の方法及び量

沈砂の最終処分は、現状どおり組合によるものとする。

◆図表 4-3-15 最終処分量の将来見込(組合全体)

	現在 (令和2年度)	令和8年度 (中期目標年度)	令和13年度 (計画目標年度)
沈 砂	2t/年	2t/年	2t/年

### 5-4-3 最終処分に関する施策

#### 施策2.「安定した最終処分の推進」

継続

#### 〔行政の役割〕(組合)

し尿処理過程で発生するし渣は、邑智クリーンセンターで焼却処理し、焼却残渣は埋立処分を行い、沈砂は直接埋立処分している。新可燃ごみ共同処理施設建設工事及び最終処分場延命化工事完了後も同様の処理を継続する。

埋立物を安定化するため焼却施設の安定燃焼に努め、安定的な最終処分を行うものとする。

## 5-5 その他

### 5-5-1 住民に対する広報・啓発活動

本町では、公共下水道事業や農業集落排水事業、さらには合併処理浄化槽整備事業が進められていることから、公共用水域の水質保全が達成されると期待できる。しかし、実際には、整備された公共下水道や集落排水処理施設への接続、さらに、合併処理浄化槽の設置など、住民の協力等があって初めて達成できる。また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理が行われないと逆に水質悪化を招く恐れもある。

公共下水道整備地区や集落排水処理施設整備地区では未接続の加入、その他の地区では合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換、さらに、合併処理浄化槽の定期的な保守・点検、清掃及び定期検査の実施について、組合及び保健所と連携したうえで、住民、事業者、さらには清掃業者に対し、啓発・指導等を行い、その徹底に努めるものとする。

### 5-5-2 地域の諸計画との関連

本町における公共下水道計画、集落排水処理施設整備事業計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、これらの計画の見直しがあった場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な計画見直しや対策を講じていくものとする。



